

「植村冒険館自然塾」は、安全で安心な自然塾の活動を実施するために、令和2年6月23日から『「植村冒険館自然塾」における新型コロナウイルス感染症対策基本方針（以下「基本方針」）』を策定し、改定をしてきました。

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、基本方針の名称を『「植村冒険館自然塾」における感染症対策基本方針』に変更し、それとともに、内容を感染症全般に対しての対策に改定しました。今後も感染状況の推移や行政の方針を見ながら適時改定を行う予定です。

「植村冒険館自然塾」を安全に運営・実施していくためには、感染症防止に努めることが必要不可欠です。運営側のスタッフはもちろんのこと、参加者の皆様にも体調管理や「基本方針」へのご協力が必要となります。自然塾へのお申込・ご参加をご検討いただく際にはこの「基本方針」をご一読ください。

### 「植村冒険館自然塾」における感染症対策基本方針

#### 1. 事業に関わるスタッフ

植村冒険館、NPO法人国際自然大学校（以下「NOTS」）は、事業に関わる全スタッフに関して以下の内容のヒアリングを行い、その項目すべてに当てはまるスタッフで運営をします。

- ① 学校保健安全法施行規則第三章第十八条に該当する感染症に罹患していないこと。
- ② ①に感染していた場合、第十九条で示されている出席停止の期間の基準からさらに5日が経過していること。
- ③ 開催日の6日前から37.5℃以上の発熱がなく、体調もすぐれていること。
- ④ 開催日の6日前から体調チェックの記入をすること。

#### 2. 参加条件

- ① 学校保健安全法施行規則第三章第十八条に該当する感染症に罹患していないこと。
- ② ①に感染していた場合、第十九条で示されている出席停止の期間の基準からさらに5日が経過していること。
- ③ 開催日の6日前から37.5℃以上の発熱がなく、体調もすぐれていること。
- ④ 開催日の6日前から事前健康調査票に体調チェックの記入をすること。

- ⑤ 学級閉鎖、学年閉鎖、学校全体の臨時休業の期間内でないこと。
- ⑥ 上記に当てはまることがなくても、本人の体調がすぐれない場合は参加を控えること。

※上記の理由からキャンセルの申出があったとしても、キャンセル料等の費用は規定に基づき参加者に請求する。

※参加申込書と一緒に郵送される「事前健康調査票」を参加当日までに必ず記入し、当日受付に提出すること。

### 3. 感染防止対策

#### (1) 実施人数とプログラムの参加

- ・すべてのプログラムは、事前の受付を必須とし、当日の飛び入り参加は受け入れをしない。
- ・保護者は、プログラムに参加申込みをする際に、当該基本方針及び事業内容について確認し理解の上、申込みを行うこと。
- ・実施人数は、利用施設の定員を超えない人数とする。

#### (2) プログラム中の体調確認について

- ・宿泊の際は1日1回（夕）の検温を全員が行う。同時に体調をスタッフが口頭により確認する。
- ・体温計は、参加者が持参、自己管理とする。なお、参加者による破損があった場合、植村冒険館及びNOTSは、その費用の弁償は行わない。

#### (3) 手洗い、咳エチケットについて

- ・トイレ使用后、食事や調理の前等、スタッフは適宜手洗いや消毒の呼びかけを行い、参加者は協力すること。
- ・手洗いの際は個人のタオルやハンカチ、使い捨てのペーパータオルを使うか、自然乾燥を行う。タオルの共有はしない。なお、ペーパータオルはNOTSが用意する。
- ・咳やくしゃみの際は手ではなくティッシュ、ハンカチや袖で口・鼻を覆うこと。
- ・鼻や口をむやみに手で触らず、触った際は触った手で他参加者や共有物を触らないように注意する。

#### (4) マスクの着用について

- ・活動中は、熱中症や息苦しくなる等の可能性があるため、原則マスクを外す。
- ・電車やバスで移動する際や調理時は、マスクの着用を推奨する。
- ・利用施設で定められたマスク着用のルールがある場合は事前に共有し、従う。

※マスクを最終的に着用するかどうかは個人の判断となる。強制はしない。

※感染症の流行やその兆候が見られる場合には、植村冒険館は必要に応じて参加者およびスタッフに対してマスク着用を促す。

#### (5) 生活について

- ・室内（借上げバス等含む）は室温に配慮しながら適宜換気を行う。
- ・貸切バスを利用する際は、事前にバス会社に確認し、外気導入による換気を随時行う。
- ・持参する水筒は、ペットボトル（500ml×日数分）を推奨する。
- ・水分補給は、自分の水筒（持参したペットボトル等）からのみ行う。足りない水分補給分はNOTSが用意する給水ジャグから水筒（持参したペットボトル）へ給水する。（NOTSが用意する給水ジャグは1日1回洗浄と消毒を行う。）
- ・食事は大皿から各自の箸で取り分けることはせず、専用のトング等から個別の食器に盛り付けを行う。
- ・食器は、洗剤を使用し適切に洗うことができる環境であれば、通常の食器を使用する。そうではない環境の場合、参加者は、使い捨ての食器の持参を推奨する。
- ・机使用時には消毒液（手指用アルコール／ダブル安定型次亜塩素酸ナトリウム）で拭く。

#### （6）掃除について

- ・施設の掃除はスタッフだけでなく参加者も協力して行う。
- ・ほうきは、使い方により落ちていたホコリやウイルスを舞い上がらせることになるため、シートタイプのモップや雑巾、掃除機等を併用し使用する。
- ・トイレ掃除はスタッフが行い、参加者は行わない。スタッフもトイレ掃除時は手袋、マスクを着用し、感染に注意する。

#### 【プログラム中に体調不良者が発生した場合の対応方針】

- ・体調が悪くなってしまった場合は、活動を控え、症状が改善するまで、休息・安静にさせる。または帰宅をさせる（帰宅させる際の費用は自己負担とする）。

##### ■初動対応

これまでと同様に、体調に異変がある場合は隔離し、検温と体調確認。対応スタッフを決めて、接触者を最低限に抑える。

##### ■その後の対応

保護者へ第1報する。一定時間の休息・ケア・観察を行ったのち、再度検温と体調確認を行い、その結果や容体について保護者へ報告する。症状について十分な回復が見受けられる場合は、本人の意向を確認の上、活動再開を検討する。

##### ■活動再開が不適と判断した者に対するその後の対応

保護者に連絡し、お迎えの要請をする（親子プログラムの時はその場で判断）。必要に応じて、病院受診を検討。（どのような手順で病院にかかるべきか、キャンプ地周辺ごとりにリサーチしておく。）なお、迎えに要する費用は参加者側の負担とする。

以上

【付記】

1. この基本方針は、令和2年6月23日より実施する。
2. 令和2年11月5日に改定し、実施する。
3. 令和3年4月1日に改定し、実施する。
4. 令和4年7月28日に改定し、実施する。
5. 令和5年5月に改定し、実施する。

※学校保健安全法施行規則第三章第十八条に該当する感染症と、第十九条で示されている出席停止の期間の例

- ・インフルエンザ…発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで。
- ・新型コロナウイルス感染症…発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで。
- ・水痘（水ぼうそう）…すべての発しんがかさぶたになるまで。  
その他感染症に関しましては、法令検索等をご参照ください。
- ・「植村冒険館自然塾」に学校保健安全法は適用されませんが、子どもたちの安全のため、法に沿った基本方針を定めています。